**被災者生活支援サテライト・センター**

**１　設置場所**

　・歌津地区　　桝沢仮設住宅団地（新設）

　・志津川地区　志津川中学校仮設団地集会所or支援センター２階（新設）

　・入谷地区　　山の神仮設住宅団地（新設）

　・戸倉地区　　津の宮仮設住宅団地（新設）

　・南方地区　　ジャスコ跡地仮設住宅団地（新設）

**２　施設設備・規模**（一箇所当たり）

（１）部屋

　　　・事務スペース（生活支援員の詰め所）10人から20人程度

　　　・トイレ（男・女），シャワー室

　　　・ミニキッチン（流し・水道・レンジ・湯沸かし器・冷蔵庫）

（２）規模（75㎡）

　　　・事務スペース：50㎡程度

　　　・トイレ・シャワー・ミニキッチン：25㎡程度

（３）事務機器

　　　・コピー機（プリンター／FAX）1台

　　　・電話（2回線4台）

　　　・パソコン　5台

　　　・文書庫（1,800㎜×1,800㎜）2台

　　　・会議用テーブル（兼事務机）15台，パイプ椅子　30脚

　　　・ホワイトボード（1,800㎜×900㎜）1台

（４）事業用機材

　　　・ハンディー型拡声器，据え置き型拡声器（アンプ付き）

　　　・軽トラック1台

（５）その他の設備

　　　・駐車場10台分

（６）事業費

　　　・施設整備費（サポートセンター１箇所，サテライト・センター5箇所整備）

　　　　積算中

　　　・ランニングコスト（光熱水費・電話・コピー等）　　積算中

　　　・活動費（事業展開用消耗品費等）　積算中

**３　使い方（機能）**

（１）被災者生活支援活動の詰め所としての機能

　　・被災者生活支援活動を展開する際の事務作業の場

　　・事業展開の為の打合せ及びカンファレンスの場

　　・訪問記録等関係書類の置き場所

（２）仮設住宅団地間連絡調整機能

　　・仮設住宅間の情報交換の場

　　・仮設住宅代表者会議

（３）支援団体との連絡調整の場

　　・各種支援団体の受入調整の場

　　・各種支援団体との協働を推進する場

**４　被災者生活支援関連施設の役割分担**

　仮設住宅居住者の生活支援は，被災者生活支援センター，同サテライト・センター及び仮設団地内集会所の相互連携を基にして進める。各施設の役割分担は以下になる。

（１）被災者生活支援センター

　①被災者生活支援センターは，南三陸町の委託内容を基に南三陸町社会福祉協議会の指

示を受け，被災者生活支援を具体的に企画運営するとともに，活動結果の集約と評価を行う

　②被災者生活支援サテライト・センターへの指導助言

　③南三陸町保健福祉課避難対策事業に係る事務の補助

（２）被災者生活支援サテライト・センター

　①被災者生活支援に関する各種事業を具体的に展開する。

　②地域内仮設住宅団地自治会との連絡調整を行い，自治会活動を支える。

　③被災者生活支援の最前線基地としての事務所機能を担う。

（３）仮設住宅団地内集会所

　①被災者生活支援に係る各種事業の展開は集会所で行うことを基本とする。

　②集会所を会場とする各種事業は，地元自治会との共催を基本として行う。

　③仮設団地内に集会場がない場合は近隣の公共施設（公民館等）を活用する